

「測定」の認識論的基盤

——明治・大正期の学校身体検査を題材に——

日本学術振興会特別研究員 河野 誠哉
(比較教育社会学コース)

The Epistemology of "Measurement":
"Shintai-kensa" in The Modern Japanese School

Seiya KAWANO

This paper focuses on "measurement" as a feature which is peculiar to the modern school. In particular "Shintai-kensa", physical examination held before the war will be taken as its theme. Tracing back the historical record of the measuring practice, we aim to examine the changing method of the practice and consider what kind of perspective lay behind it.

It was the early Meiji that Japanese school system first introduced this kind of physical examination in terms of "Katsuryoku-kensa", whose purpose was to see the effect of gymnastics which was introduced then.

Afterward, in the later of Meiji era, it evolved to "Shintai-kensa", whose object was whole students throughout Japan, which can be regarded as foundation of the present style; "Kenko-shindan". The point I want to make is that that kind of test was not carried out in order to observe the physical condition of each student unlike today. Its perspective was based on the statistical thinking. Compared with the current trend, less attention used to be paid to the individual at that time.

We will analyze the changing view toward the individual subject by exploring the varying method of data processing of physical examination adopted in the modern school system.

目 次

- I. はじめに
- II. 制度上の沿革と大正期の批判
 - A. 身体検査の沿革
 - B. 大正期の批判
- III. 「活力検査」の分析視角
 - A. 初期の活力検査
 - B. 三島通良による改良
- IV. 三島通良の分析視角
 - A. 三島通良とその業績
 - B. 発育研究
 - C. 三島の分析視角
- V. 大正期の展開—まとめにかえて

I. はじめに

近代の学校はその特有のプラティックのなかに、生徒諸個人を記録文書化することによって管理の対象化していく、さまざまな実践を生み出してきた。ここで本稿がとりあげるのは、こうした実践のひとつとしての「身体検査」である。そこに身体を測定し、分析するという営みの歴史的展開を、調査論的な観点を意識しつつ、わが国の具体的な事例のなかにおさえていくのが本稿のねらいである¹⁾。

この題材は直接には、「学校衛生史(ないしは学校保健史)」という領域のなかに位置づけられるものといえるだろう。しかし、そこでの先行研究の多くは、たとえば特定の人物や時代のなかにその「学校衛生観」や「衛生教育観」を読みこんでいくような思想史的な分析が主流で

あって²⁾、これまで身体検査という実践が積極的な検討の素材として選ばれることはほとんどなかったといつてよい。唯一、杉浦守邦による制度史的な整理のなかに身体検査についての論及がしばしばなされているが、学校衛生の「発展」過程の概説を意図したであろうその叙述は、主に、身体検査が学校衛生上の施策としてどんな意味をもったか、どのように評価できるか、といった観点によって組み立てられているような印象を受ける。その難点については後でまた触れるが、ともあれ、そこに検査そのものについての、とりわけその「調査」としての側面は、明確に意識されていたとはいがたい³⁾。

では、本稿が企図するところの調査論的な観点とは具体的にどのようなものであるのか。本稿の叙述が含意するであろう課題を、2つほど提示しておきたい。

第1に、「測定」とは、あらかじめその対象をどのようなものとして措定するかについて、ある種のまなざしを前提としていること、したがってそれは歴史的な規定性をもつものであることを示したい。ここにとりあげる身体検査のばあい、定期的かつ集団的に人体を「測る」という営みそのものが、人間を対象化する仕方の明治近代の新らしい事態であったことは説明するまでもないが、しかしそれだけではない。すでに比較的早い時期にわが国の学校制度の内部に身体測定という実践が最初に導入されてからあとも、表面的には連綿と同じ実践が続けられているように見えて、それを成り立たせているまなざしのあり方は実は無視できない変容をみせてきたのではないのか、というのがここでの作業仮説である。

そして第2に、そのまなざしのあり方は、どのような具体性をはらむのか。ここで「まなざし」とは、対象に向き合うさいの態度の問題であると同時に、もっと基本的に、我々の視覚に基づきをもつ認識上の産物であることにこだわりたい。我々はしばしば「測る—測られる」という関係性の問題を、測定が行われる当の場面に局所化して考えがちであるが、たとえばそこに、フーコー的な意味での「権力的関係」をすぐさま読みこんでしまうだけの読解は、いささか平板ではないかと思う。實際には測定は、次なる「分析」という段階を前提にしてこそ営まれているはずであり、そこまでを射程に入れた解讀が必要になってくるのではないか。そうした立場から本稿は、測定データの加工の次元に注目しておきたい。測定される対象は、たんに測定の場面でのみならず、そのデータが加工され、表や図の形でディスプレイされてこそ、認識の対象としてふたたび像を結ぶはずだからである。

以上のような方針のもとで本稿は、「測定」という営みの、認識論的な基盤へとさかのぼることにしたい⁴⁾。

II. 制度上の沿革と大正期の批判

A. 身体検査の沿革

まずは身体検査の制度上の沿革について簡単にたどっておこう。のちの論述と重複する部分もあるが、最初に全体の見取り図を概観しておきたい。

概説書的な整理に従うなら、わが国の学校制度における身体検査の歴史は、その名称の変遷に応じて次の3期に分類される⁵⁾。

- ① 「活力検査」時代…明治12年頃～明治30年
- ② 「身体検査」時代…明治30年～昭和33年
- ③ 「健康診断」時代…昭和33年～現在

すなわち、今日の健康診断につらなる実践の最初の形態は、明治前期に体操伝習所ならびにその周辺で行われていた「活力検査」であったとされる⁶⁾。ここで体操伝習所とは、わが国に学校教育への体操法の導入が図られたさいに、適当な体操法の選定と体育教師の養成を目的として設立された文部省直轄の教育機関である⁷⁾。明治11年の創立にあたって、指導者としてアメリカから医学士G.A.リーランドが招かれたが、そのリーランドによって紹介されたなかのひとつが活力検査であった。

とはいえそれは、そもそも身体の発育に及ぼす体操の効果の測定を目的とするものであって、必ずしも健康状態の検査を意図するものではなかった。したがって検査のそうした性格が、体格や身体機能を測る検査項目への偏りとして表れている点をひとつの特徴とする。この活力検査は、伝習所ならびに東京師範学校、東京女子師範学校の生徒にたいして実施されたのを皮切りに、その後、文部省の直轄学校を中心とする各種の学校で体操の教授が行われるようになっていくのにともない、順次拡大していく。そして明治21年には制度的にも初めて整備され、訓令によって直轄学校生徒にたいする毎年4月の活力検査の実施と文部省への検査成績の報告が命ぜられている⁸⁾。

こうして行われてきた活力検査は、明治30年の訓令によって、より健康診断的性格を強めた「身体検査」へと改められる⁹⁾。この時点ではまだ直轄学校のみを対象とするものであったが、さらにその3年後の明治33年、こんどは省令として「学生生徒身体検査規程」(以下、「身体検査規程」とする)が公布され¹⁰⁾、その適用範囲も全国の学校生徒へと拡大されるのである。学校医による検査が規定されるなど、内容的にみても、ここに今日の健康診断の直接の基礎が完成したことになる。

その後この規程は、戦前期だけでも大正9年、昭和12年と大きな改正を重ねたが、戦後、学校保健法の公布に

伴い「健康診断」と改称されて今日にいたる。以上がおまかれた沿革である。

こうした根拠法の幾度かの改定は、そのまま理念の変化を反映したものでもあり、それは例えば、改定とともに検査項目の変遷のなかに説明されることが多い。しかし、身長や体重のような項目の設定が活力検査の時代から一度も外されることなく続いていることに鑑みても、人体を測定して数値化するという実践の現象面そのものは、すでに明治後期以来、全国的規模での変わらない学校的実践としてあったことは、とりあえず確認できよう。

B. 大正期の批判

ところで、この身体検査規程が最初に定められた明治30年前後の約10年間というのは、わが国の学校衛生の展開の第1のピークにあたる。この間に、文部省とそれに後押しされた医学者、衛生学者たちの強力なリーダーシップによって学校衛生上の施策が次々に実現されていったが、その後、明治30年代も後半になると、政府の緊縮財政のあおりでこの動きもいったん停滞に向かう¹¹⁾。そして10年ほどの空白期を経て、大正期にふたたび学校衛生への関心の高まりをみるのであるが、この再度の隆盛がもたらされた背景には、その担い手としての学校教員と、当時ようやく専門職集団としての輪郭を整えつつあった学校医の存在、ならびに彼らによってささえられたジャーナリズムの役割を挙げておいてよいであろう。すなわち、大正初年には大日本学校衛生協会によって機関紙『日本学校衛生』が創刊されており、そこに蓄積される言説は学校衛生再興の一翼を担うのである。

そしてこの専門誌上において、大正前期にわたって頻繁にとりあげられたテーマのひとつが身体検査の見直しについてのものであった。それは戦前の教育ジャーナリズムにおいて身体検査のあり方が、一部のリーディング・セクターからの主張としてではなく、比較的広い範囲で議論された最初の出来事であったといってよい。その内容は、例えば次のようなものであった。

「(文部省年報の学校衛生の項の:引用者)其数字的統計の諸表を斯く迄に蒐輯整理完結するの労や実に多大なると言ふ可し、然り然れども翻つて其効果や果して如何んと云ふに至りては、吾人聊か疑なき能はず、何んとなれば之が年報の普及する範囲は極めて、小局部にして全国一万有余の学校医に於いて之れを親しく手にし得べきもの果して幾何あるべき、恐らく十が一にも達せざる可し、若し果して然りとせば、学校医が毎年身体検査を施して作りたる自校児童生徒学生の身体検査統計表なるも

のは、当局に之れを報告して其結局は如何に処理せられ如何に表明せられ如何に比較せられ如何に研究せられつてあるかさへ頗る寛然たるものにして、単に自校の身体検査表を当局に進達さへすれば最後の結末が片付きたりとなすものの如し、斯く信ずる者の非なるは勿論なれども、由来今日の制度が斯く然らしめたるものにして、斯る制度は早晚之れを改めざる可からず、よし現在のままにもせよ、尚ほ積極的に之れが統計表を利用するの方法を考究せざる可からず」¹²⁾。

ここにみられる論旨は、他の論説にも概ね共通のものといってよい。全体に一致する論調は、たんに定期的に検査をして決められたとおりに文部省に報告するだけの現状を形式主義への堕落として批判し、検査の有効な活用を主張するものであった。

それにしても、身体検査の全国的な実施もすでに10年を経たこの頃になって、いまさらのように身体検査の「利用」が叫ばれるというのは一見意外に映る。逆の見方をした場合、利用されないできたという従来の検査のありようが問われるからである。

こうした見直し論を受けるかたちで大正9年に身体検査規程が改正されているが、この事態を、制度上の改正点そのままで、それまで形式的に健康状態を把握するだけであった段階から、疾病異常者の事後措置と継続観察を重視する方向への検査理念の転換として理解することは必ずしもまちがいとはいえない。しかし、このように「学校衛生」史としての見地を第一義とする概説法は、暗黙のうちに現在の形態をひとつの到達点と指定してしまい、その前史的形態のなかに「不足」をしか読みとらない、そんな歴史観を潜ませてしまっているように思われる¹³⁾。そこで論理展開は、次のように翻案することができるだろう。すなわち、明治期の身体検査は、健康診断の要素が勘案された点で一步前進には違ひなかったが、それでもいまだ不十分なものを残していた。事後措置等への配慮が整うまでは、さらに大正期を待たなければならなかった、と。この場合、明治期に制度化された当初の身体検査は、正常化の途上のたんなる通過点でしかなくなってしまう。学校衛生上の施策としての位置づけに固着するあまり、検査そのものの存立の基盤にまで検討は及んでいないのである¹⁴⁾。本稿の調査論としての観点は、こうした欠落を補う意味でも有効であるにちがいない。

ここでは、当時の言説における「検査の活用」の呼びかけが、より具体的には「検査データの活用」の呼びかけであったことに注意を払っておきたい。すでに上の引用自体がそうであった。事態は、調査的実践における分

析過程の問題でもあったわけである。

本稿は大正期のこの新しい局面を、測定＝調査としての身体検査の、分析視角の変容の過程として論じなおそうと思う。問題にしたいのは、分析するまなざしの、その照準のあり方である。

あらかじめ結論の一端を開示しておくならばこうである。すなわち、明治後期に身体検査が開始された段階では、そこに学校生徒の身体を対象化するまなざしのあり方は、大正期のそれとは全く様相を異にするものであった。個人に照準を当てた分析視角そのものが存在しなかつたのである。

以下の諸節でもって、その具体的な検証を進めていくことにしよう。

III. 「活力検査」の分析視角

A. 初期の活力検査

まずはしかし、その前史ともいえる「活力検査」の分析視角を検討することから始めるべきであろう。その後の「身体検査」の特性が、それとのコントラストから浮かび上がるはずだからである。

この最初の身体測定の実践が、わが国の学校教育への体操の導入という文脈から出発したものであったことはすでに触れた。したがってその検査手続きについてのまとまった記述は、まず体操法の解説書のなかに登場する。体操伝習所での実践をふまえて編集された坪井玄道・田中盛業編『小学普通体操法』(明治17年、以下『体操法』とする)は、活力検査についての解説を収めた資料のひとつである¹⁵⁾。その記述を探索の手がかりとすることにしよう。

まず、検査については、次のように述べられている。「体格検査ハ体操術ノ実行ニ伴フテ欠クヘカラサルノ要件タリ蓋シ之ニ由リテ身体発育ノ度ヲ量リ活力統計表ヲ造リ以テ其発育ノ多寡増減等ヲ定メ体操実習ノ成績ヲ詳ニスルヲ得ルナリ故ニ此検査ハ凡ソ全国中体操ヲ実行スル学校ニ在リテハ必ス亦之ヲ実行シ以テ体操術ノ効果ヲ生徒及ヒ公衆ニ示明セサルヘカラス」¹⁶⁾。

ここにみられるように、検査の第一義的な目的は何よりも体操の効果の測定にあった。そして目的におけるこうした性格は、検査のあり方を大きく規定するものであったといえる。

以前にも少し触れたが、こうした性格の投影として一般に指摘されるのは、その検査項目の内容である。『体操法』には、身長・指極・上臂周囲・下臂周囲・胸周囲・肺量・体重・握力・力量・年齢の10項目が指定されてい

る。いちいち説明を加えることはしないが、いずれも体格と身体機能にかんするものばかりで、健康診断的な項目は含まれていない。

とはいえた検査法の解説をみてみると、測定の場面そのものは、今日のそれと大きな隔たりのないものであることがわかる。検査場で使う検査用紙の紹介もあり、各人に小票をもたせて検査器械のあいだを巡回させているらしい様子もうかがえる。しかし、そうして得られた検査データの分析方法となると、今日とは異なる独特の定型性のみられることが指摘できる。我々が注目しておきたいのは、むしろそちらのほうである。

特徴的のは、時間を隔てて実施された2つの検査値を対照させるという分析スタイルの定型性である。『体操法』によると、検査は「毎年二回一定ノ時季（六月及ヒ十二月ヲ良トス）ヲ期シテ」行うべきものであって、「或ハ数年前後ヲ対比シテ」製表するのもよいとしている¹⁷⁾。

そしてそのことは、測定データの加工方法のなかに最もよく表現されているといえるだろう。『体操法』には、実際に体操伝習所で作成された「活力統計比較表」と題する表簿雛形が収められているが、それは、ひとつの面に20人足らずの生徒の名前を縦書きにつけ、検査項目ごとに各人の検査値が見渡せるようにした一覧表であり¹⁸⁾、その形式は同じ時期の学校試験の成績表の定型を思わせる¹⁹⁾。ともあれ、ここで各人の検査値欄はどの項目も上下2つに分割されており、各人の検査成績は、前後2回の検査値の対照でもって眺められることになるのである。

さて、こうした分析のスタイルにおいて、測定＝調査の対象はいったい何者であるというべきであろうか。たしかに、即物的な意味で、測定に付されているのは各人の身体である。しかし分析の段階からこれをながめてみると、被調査者としての彼らの位置づけは非常に微妙なものといわざるをえない。すなわち、一定の期間を経た2つの検査値を対照させるというスタイルのなかに重視されていたのは、体操を介した各人の検査値の、増減の具合であり、またそれを提示することであった。言い換えるなら、その分析の主眼点は、「身体」に対してというよりも、むしろ「体操」のほうに置かれていたのである。

それは、そもそもわが国に適当なる体操法の研究を課題として出発した体操伝習所の設立の経緯からすれば、ある意味で当然のことというべきかもしれない。そこで開始された活力検査もまた、基本的には体操法研究の一環であったからである。

とはいえた、以上のようにまとめてしまうのも、やや早計にすぎるだろう。うえにみたように初期の活力検査が、

被調査者の身体の分析である以上に、むしろ体操研究の一部であったとしても、次にはその分析性の重みの程度が問われるであろうからである。

我々はこれまで、「分析」という用語を、「分解して考える」というほどの比較的広義のものとして使ってきたが²⁰⁾、この時期の「活力統計」における分析手法が、一般的な語感における「分析」法としては極めてプリミティヴな次元に属するものであったこともまた否定するわけにはいかない。うえの引用に立ち戻ると、その統計表作成の目的には「以テ其発育ノ多寡増減等ヲ定メ体操実習ノ成績ヲ詳ニスルヲ得ル」とある。しかし、ここに挙げたような前後2回の検査値が対照される以上の分析的なデータ加工の試みが、それ以外に果して行われていたものかどうか疑わしく、そもそもこの定型的な分析スタイルにしても、体操法の効果の分析としては極めて大雑把なものといわざるをえない。

その意味ではむしろ、後続の「以テ体操術ノ効果ヲ生徒及ヒ公衆ニ示明セサルヘカラス」の一節のほうが、案外に重要な一面を伝えている可能性は大きい。この記述から分析そのものよりも、体操の効果を分析的な意匠でもって公衆に提示してみせることのほうに重きがおかれていた様子が看取できるからである。つまり、この初期の段階において活力検査という実践は、体操奨励のための啓蒙の言説の一部だったというほうがより実態に近いのではないだろうか。してみると、測定=調査の実践としてはその分析性の乏しさこそ、強調すべき特質ということになるのかもしれない。

B. 三島通良による改良

以上のような特性をはらんだ初期の活力検査であったが、明治19年に体操伝習所が廃止されてから明治30年に「身体検査規程」が定められるまでの期間の、活力検査の実施の実態は必ずしも明らかでない。前にも述べたとおり明治21年には、訓令によって直轄学校における毎年4月の検査実施と文部省への検査成績の報告が命ぜられ、一応の制度化をみるわけだが、杉浦守邦によると、その報告は提出されるだけであって文部省による集計作業は行われていなかったという²¹⁾。この時期、体操の効果の測定という当初の理念が忘れ去られたまま、定期的な検査の実施と当局への報告がただ慣例的に行われていたという可能性は十分に考えられ、そうだとすると大正期の「形式主義」批判は、むしろこの時期の活力検査にこそ当てはまるのかもしれない。

ところで、このように形式的にせよ行われ続けてきた活力検査であるが、明治20年代の後半以降、その改良に

携わったのが三島通良であった。彼がのちの回想のなかで、その過程について述べている部分は、活力検査の分析視角を物語るうえで重要な一面に触れていると思われる。以下に引用しておこう。

「右様ニ活力検査ヲシテハ居ツタガ、其統計表ハ、学期別、学年別ニ作ラレテ居タカラ、学生生徒ノ健康情態ヲ視ルニ、殆ンド何等ノ効モ無ツタ。ソコデ明治二十五六年頃、書記官ノ寺田勇吉君ト私トガ。ドウカ右ノ統計ヲ、年齢別ニ改正シタイト思ツテ、骨ヲ折ツタ。普通学務局ノ方ハ、話ガ著イタガ、専門学務局長ガ、如何ニ説明シテモ、私共ノ説ヲ容レテ呉レナイノデ、改正ガ出来ナカツタ」²²⁾。

つまり、改良に際して三島が見出した活力検査の問題点は、測定後のデータの統計処理のほうにあった。ここで「学年」と「年齢」とが必ずしも一致しないカテゴリーであることは、とくに説明するまでもないであろう。のちにみると、このときの三島を方向づけていたのは、小児の「発育」への関心だったのであり、そしてこの観点からすると、従来のような学年別の検査値の分類はほとんど何の意味もなさないものであった。三島にとって、当時、各学校から提出される報告に年齢別の統計処理が採用されていなかったことは、致命的な欠陥と映ったのである。

三島の分析視角については追々みていくことになろうが、とりあえずここでは次のことを確認しておきたい。すなわち、「年齢」が万人に普遍的な分類枠であるのに対して、「学年」はあくまでそれぞれの学校に依拠したカテゴリーである。その意味で三島のこの改良は、いうならばデータの「標準化」へのとりくみとして位置づけることのできるものであった。のちに実現をみることになる全国レベルの統計処理もまた、こうした年齢別の整序でもって、いいかえるなら各学校の枠組みをとりはらったかたちで行われることになるが、これはその改良の最初のとりくみだったということができる²³⁾。

逆にいようとそれまでの活力検査は、明治20年代にとりあえずの制度化をみたとはいうものの、そのデータの扱いにかんしては、いわば断片的なところにとどまっていたのであり、その統計処理は各学校単位で行われるにすぎなかった。このように、各々の学校の枠を超えたデータの総合が行われるようなことがなかったからこそ年齢という分類枠が必要とされなかつたとみることもできる。いうならばそれは、一般化への指向を欠いていたのである。

IV. 三島通良の分析視角

A. 三島通良とその業績

そして明治33年、上のような三島らによる改良をへて制定された身体検査規程は、これとは対照的に、測定値の一般化を強く指向するものであったといつてよい。それは、この規程によって、すべての公私立学校へとその適用範囲が拡大されたことによるばかりではない。うえにみたとおりその背後には、統計段階における年齢別の分類が、その一般性を根拠づける整序枠的な基礎を作っていたことは看過されてはならないだろう。その三島が「此ノ如キ事ハ、全世界ノ文明国中デモ、独リ日本一国ノミヂ、他ノ欧米先進国ノ学者等モ、驚キ恐レテ閉口シテ居ル」²⁴⁾と自負する全国規模の悉皆調査は、データ処理の次元におけるこうした条件整備のうえに成り立っていたのである。

しかし、この時点における健康保全のまなざしのあり方は、必ずしも今日のそれと同じものとは言いがたい。他方でその分析視角は、「全体性の優位」とでも呼べるような傾向をはらんでいたように思われる所以である。この身体検査が制度化されるにあたっての伏線とも位置づけうる三島通良の調査活動を検討することで、それを明らかにしていこう。

三島通良は、すでに前節で引用したが、わが国学校衛生の創設者とも称される人物である²⁵⁾。帝国大学医科大学を卒業後、大学院に進学して小児科学を専攻するが、この大学院在学中の明治24年、文部省より学校衛生事項取調を嘱託され、これが学校衛生学ならびに学校衛生行政に参画する契機となった。以降、明治27年までの間に、毎年1～2ヶ月間をかけて九州、奥羽、四国、山陽地方の各地を巡回し、学校環境の実態と生徒の健康状態についての調査を行なっている。そしてその後も、文部省内に学校衛生顧問会議・学校衛生主事が設置され（明治29年）、また学校衛生課が新設される（同33年）に及んで、それぞれ学校衛生主事、学校衛生課長に就任するなど、明治後期に展開される学校衛生上の施策の多くに関わり、わが国の学校衛生行政に礎石を築く役割を果した。

ここで検討の素材としてとりあげたいのは三島がとりくんだ発育調査である。そもそもそれは三島の大学院での研究テーマであって、大学院時代の三島は、産科で分娩があれば新生児の体位を測定し、あるいは春秋の種痘のために来院した児童に材をとるなどして、測定データの収集を行なっていた。こうした地道な作業の積み重ねのなかに三島が目標としたのは、わが国的小児の発育標準を明らかにすることであった。

そして文部省の嘱託となってからは、とりわけ学校児童を対象としたデータの収集を本格化させる。上述の出張調査は、同時に身体測定の旅でもあり、三島は測定器材を携えて地方を巡回したのであった。その成果は、明治30年、まず学校児童にかんする部分がまとめられて「学校児童発育取調報告」として文部省に提出され²⁶⁾、そして明治35年には、前回の報告を補正のうえ、さらに学齢期以外のぶんのデータも加えて、最終的に「日本健体小児ノ発育論」としてまとめられた²⁷⁾。これによって三島は博士号を取得している。

B. 発育研究

では、この発育標準の画定という作業に対して、三島自身はどういうレゾン・デートルを掲げていたのか。『日本健体小児ノ発育論』には、次のようにその応用の範囲が列挙されている。

「余ノ攻究シタル事項ハ、実ニ小児生理ノ一部分ニ属スルモノナレドモ亦決シテ其骨子タルヲ失ハズ。故ニ（一）医学上ニ於テハ解剖学、生理学、法医学、衛生学、児科学（二）人類学及人種学（三）教育学、心理学殊ニ児童心理学、其他（四）学政上ニ於テハ、就学ノ年齢、義務就学ノ年限、学科及ビ学業時間、過度教授ノ制限、校舎及ビ校具ノ構造寸法、体育等ノ関係（五）民法上並ニ（六）衛生行政上ニ於ケル児童保護問題其他ノ事項ニシテ、此発育調査ノ成績ニ俟ツベキモノ決シテ尠カラザルヲ信ズ」²⁸⁾。

ここに挙げられた項目が具体的にどんな内容を意味するものであったのか、ひとつひとつ明示して見せるだけの用意は無いが、そもそもこれを記した三島自身、必ずしもその実際上の用途について、いちいち説得的な説明ができるわけではなかったのではないかとも想像する。しかし、現実に個々の応用可能性はともかくとして、こうした探究のあり方が、当時の学問世界の一角に優勢だった「日本人種」ないしは「日本国民」の画定を要請するパラダイムの上にあったことは、おそらくまちがいない²⁹⁾。たとえば次のような発言のなかに、こうした文脈の断片を読みとることができるだろう。

「児童発育ノ問題ハ、医学上、教育上頗ル緊肯ナルモノナレトモ、本邦未タ嘗テ之ヲ攻究シタル者アラサルヨリ、先ツ日本人ト云ヘル人種ノ標準ヲ索ルコト能ハス、其医学上ニ於テ大ナル欠点ナルノミナラス、行政上、教育上、亦タ同一ノ不便ヲ負ハサル可カラス」³⁰⁾。

実際、調査報告における三島の分析は、「外部」を強く意識したものというべきで、析出された数値は、たえず西洋人のそれと比較されている。そしてその比較のうえ

で本邦人種の早熟という特徴が見出され、さらには短身の原因としてその生活習慣までが論及されもするのである。それは、近代化＝西洋化のインパクトを背景とした自己像の追究とでもいうべきものであって、さらにその深層には、進んだ「西洋人」と劣った「日本人」という対比を、身体的優劣に重ねあわせて受けとめる感覚が看取できるだろう。

このように三島の調査が、まず何よりも外部への感覚によって特徴づけられるとはいっても、学校衛生行政を先導する立場にある三島が、自らの研究課題の存在意義として、教育の場に明確な応用のための経路を用意していないわけではなかった。上の引用中（四）の学政上の項目のいくつかは、たしかに発育標準との関連においてしばしば言及されていた。たとえば次のような発言がある。

「凡そ此年齢の児童に対しては日々幾許時間の授業を為し何程の学課を授くるを以て適當となすか、（中略）或は幾許迄は、之を授業するも児童身神の発育を障害するものにあらざるか、の問題は極めて至難なるものにして、教育家及び学校衛生家が常に其研究を怠らざるにも係はらず未だ正確なる答案を与ふること能はざる難題なり、然して凡そ此般の問題を一定するに当りては、必ずや其根拠とするところの、標準なる可からず、此標準を何とかなす小児発育表之なり即ち就学年齢と定めたる満六年の児童は其身神に於て何程の発育をなしたるか、然らば此児童は何々学科を一日何時間授業するも身神の発育を妨阻するものにあらず等の答案は爰に始めて明なる事を得ん」³¹⁾。

発育に応じた適切な教育の程度を定めるには、まずはその発育標準の実態を解明しておく必要がある、との論旨である。三島はここで、さらに病人と薬の関係を例に引きながら、それを敷延している。すなわち、医者が患者に薬を処方するばかり、欧洲人に適した薬品の用量がそのまま日本人にとっても適量というわけではない。医者は患者の体重その他を勘案する必要があるので、それをわきまえない投薬は、良薬もかえって毒となる結果を招きかねない。それと同じことが、学校教育の場合にも当てはまるというのである。そして次のように続ける。「教育上課業の時間を定め学科の程度を定むること亦た斯の如くせざる可らず先づ小児の発育如何を研究し其標準を得て始めて一定の方針を建つことを得可し然らば即ち欧洲に於て其国人に適す可き教育の程度否学科の程度と時間とを直訳して直ちに之を本邦人に移す事能はさるは理の方に然る可きところとす」³²⁾。

さて、以上の言明は、教育政策と関連づけることによっ

て発育研究の有用性を説いた、いまだレトリックの段階にすぎない。しかし、ここに挙げられたなかでも、とりわけ就学年齢の問題は、三島によってくりかえし言及された応用課題のひとつであり、そして最終的に文部省発行の「学制調査資料」という形にまでまとめられている。現実に、発育研究の成果をふまえた政策上の指針が示された例として、それは位置づけられるだろう。

『就学年齢問題』と題するその資料は、満6歳をもって学齢の始まりと定めた現行の就学年齢が、子どもの発育の現状に照らして妥当なものであるかどうかを検討した報告書である³³⁾。三島はまず、欧米での研究に依拠しながら、満6歳の就学始期が決して不当なものではないことを検証し、そのうえで次には、そうした欧米の知見がわが国の場合にも適用可能かどうかを検討していく。そして、わが国の中の小児の体格は確かにその平均において欧米諸国との間に劣るもの、その発育の趨勢には大差がないという自らの知見にもとづいて、就学年齢はその改正の必要なしと結論するのである。

また、三島の発育研究との関連で触れておくべき重要なもうひとつに、机・腰掛の改良へのとりくみが挙げられる。三島自身による前出の応用範囲のリストのなかに、学政上の用途として「校舎及ビ校具ノ構造寸法」とあったのは、ほとんどこれのことを探しているといってよい。

三島が最初にこの問題に触れたのは、学校衛生事項取調のために各地を巡回した既述の出張調査においてであった。この過程で三島は、どの学校を訪問しても不適格な机・腰掛ばかりという無残な現状を発見するのである。そして復命書に次のように記した。

「調者ハ九州地方ノ巡回中未タ一校タモ、適當ノ机、腰掛ヲ備ヘタルモノヲ、見ルコトヲ得サリシハ、實ニ遺憾ニ堪ヘサルトコロナリ、此レ必竟我邦ニ於テハ、調者ヲ除キテ、未タ小児ノ発育ニ関スル攻克ヲ為シタル者アラザルニヨリ、小児発育ノ程度ヲ識ルコトヲ得ス、從テ文部省ニ於テモ机、腰掛ニ關スル一定ノ標準ヲ立ツルコトヲ得サリシハ、實ニ已ヲ得サル事ナリキ」³⁴⁾。

こうして生徒たちは、体の大きさに見合った机・腰掛を与えられていないばかりに不自然な姿勢を強いられ、ために近視や習慣性脊椎湾曲症といった深刻な障害を被りつつあるというのである。

そして実際に三島がその改良に携わったのは、明治25年、小学校用机・腰掛の標準を示すよう文部省から要請があったことを契機とする。前年の濃尾地震によって、当該地方に学校校舎の新築とともに机・腰掛を新調する必要の生じたことが、その背景にあった。文部省はこの機会に設備内容の統制を企図したわけである。こうして

三島の発育研究のもうひとつの応用の場が用意されたことになった。

緊急を要することでもあり、この時の三島はとりあえず高等師範学校附属小学校その他において生徒の身体測定データを収集のうえ、急ごしらえの成案をまとめて当局に報告書を提出している³⁵⁾。そしてそれ以降も三島は、児童の発育を検査するたびごとに、机・腰掛の寸法を割り出すのに必要な項目のデータもあわせて収集し、研究を重ねたうえで、明治30年には最終的な報告を完成させている³⁶⁾。

C. 三島の分析視角

以上が、三島の発育研究のおかれた、その歴史上の文脈である。ここに紹介した研究の諸成果の、その内容の善し悪しについては了知しない。ここでは本稿の関心に即して、その調査としてのとりくみにおける三島の分析視角の特徴について、考察を加えておこう。

最初に提示したとおり、三島が追究したのは、小児の「発育」であり、そしてその「標準」であった。ここでその「発育標準」によって浮かびあがる身体が、多数のサンプル・データを総合させることによって統計的に析出された人間像であることに、注意をはらっておきたい。教育政策との関わりで引き合いに出されていたのも、まさしくそうした身体であって、このような一般化をほどこされた人間像にのっとって、就学の年齢が議論され、あるいは机・腰掛の寸法が決定されたのであった。このばあい三島の分析視角は、「統計主義的」とでも呼べるようなマクロな見地に立つものであって、その照準は、あくまで国家的水準の全体を見据えていたといえる。言い換えるなら、三島にとっての身体とは、集合的に眺められることによって初めてその相貌を明らかにする性格のものだったといえるのである。

それは、より直截的に、学校生徒の健康状態について論及される場面にも当てはまるようと思われる。たとえば脊椎湾曲症は、三島が前述の出張調査以来とりわけ執拗に問題視しつづけた「学校病」のひとつであるが、調査というフィルターを経たそれは、統計処理された全体的な傾向、とりわけ「罹患率」というかたちに数値化されて提示されることになるわけである。

そもそも、学校衛生事項取調を目的に掲げたこの出張調査は、それまで野放しだった学校設備の統制を図ろうとする文部省のねらいを背景とするものであり、したがって、三島の机・腰掛に対する批判にみられるように、とくに学校設備に対する批判的検討をその主眼とするものであった。そしてそうしたなかで行われていた学校生

徒の疾病状況についての調査も、根本的には学校批判のための論拠を提示するためのものであったということができるだろう。三宅秀は、比較的早い時期のある論説のなかで「体格検査」の必要を論じているが、彼はその目的について「衛生上惡イ事ガアツテ、丈夫ノ者ガ学校へ行テ悪ク成ツタト云フコトヲ、タシカニ探り出スノ手立テニテ³⁷⁾」と述べていた。ここに検査の目的が、あくまで学校という装置の側に向けられていることがわかるが、このまなざしのあり方は、そのまま三島にまで連続していると思われる。ちょうど初期の活力検査が、現象的には各人の身体を対象化しつつも、あくまで体操の研究を目的とするものであったように、この学校衛生取調における生徒の疾病調査もまた、その眼目は実際には学校設備のほうに置かれていたといえるのではないだろうか。

ともあれ、こうしたまなざしのもとで、三島の分析視角はマクロな様相を帯びた。そこに各々の身体は、標準値へと昇華され、あるいは数へと置き換えられることによって初めてその意味を担うのである。結局、三島のなかに、個々の身体へと照準を絞り込むような分析視角は、ついぞ採用されることはなかったといってよい。

そして、三島自身その立案の過程に関与したはずの「身体検査」もまた、それと同じまなざしを共有していたと考えられる。その意味で、当初の身体検査は、今日の健診とは全くその編成の原理を異にしていたのであって、決して検査を受ける当の本人たちのための健康状態のチェックではない。検査はまさに統計調査そのものだったのであり、何よりも第一義的に「國家の知」を構成するためのものとして出発したのであった。

やがて大正期にいたって、こうして行われてきた身体検査のあり方が批判されたのは、身体を対象化するまなざしの変容を物語るものであったにちがいない。

V. 大正期の展開—まとめにかえて

さて、これまでの議論をふまえて、最後にあらためて大正期の展開を捉え返していくことで、本稿のまとめにかえることにしたい。

結果的にやがて、大正9年の検査規程の改正によって示されることになる外的な変更点については、ここでは詳しく触れない。むしろ本稿は、身体検査の調査としての側面に注目する立場から、そのデータ加工の次元において新しく生じつつあった事態を整理する方向へと踏み出すことしよう。その測定=調査としてのまなざしはどう変化し、そしてそこにどのような分析上の視角が生み出されていったのか。

大正7年、文部省学校衛生官・北豊吉による「身体検査ノ利用ニ就テ」と題する論説には、検査データの利用価値として、団体的利用と個人的利用という2つの用途が示されているが³⁸⁾、それはそのまま分析視角の2つの水準を示唆するものでもあっただろう。

前者は、いわばミドル・レベルの分析単位とでも呼べるであろうか。地域や学校ごとにデータをとりまとめて比較分析する必要性が提起され、あるいは家庭的要因との相関を調べてみるなどの応用が提案されている。こうしたタイプの調査実践は、それ以前にも散見できないわけではなかったが、大正期以降さかんに試みられるようになったといってよい。その背景には、調査報告の発表の場としてのジャーナルの存在と、健康管理の専門職を自覚しつつあったであろう、発表主体である無名の学校医たちの存在とを指摘しておくことができるだろう。

そして後者は、個体に照準を当てた分析視角の登場を物語る。しかも身体検査そのものの変質とおそらくは関連しているであろうという点で、とりわけ重視しておきたい。

というのは、ここに「個人的利用」の内容として提示されている、疾病異常者の早期発見と事後措置、継続観察の重視などの方策は、その多くがやがて大正9年の検査規程の改正によって実現をみることになるからである。それまでは「国家の知」を構成するための統計事業の一部にほかならなかった身体検査は、これ以降、個別の対応を前提とした、実践のための測定=調査へと転換していく。こうした転換は、北のいうところの「個人的利用」の延長上に位置づくものであった。

そしてその調査史的な意義は、より具体的に、データ加工の側面から窺い知ることができるだろう。注目しておきたいのは、この時期に、累加記録型の個票式表簿が意識されるようになったことである。たとえば東京高等師範学校教授・乙竹岩造は、やはり身体検査の利用を論じた文章のなかで、次のように述べていた。

「例へバ規程ニ依レバ、身体検査票ハ検査毎ニ一枚ヅツヲ用フベシトナツテ居ルノデアツテ、是ハ無論必要ナ事デアルガ、之ト同時ニ又年々継続シテ記入スルコトガ出来ルモノヲモ用意シ置キ、斯クテ各自ノ身体発達ノ状態ヲ、数年ニ亘ツテ一目瞭然ニ見ル事が出来ルヤウニスルコトノ如キモ、其発達ノ状態ヲ能ク吟味シテ見ル上ニ便利ナコトデアルト思フ」³⁹⁾。

この引用にあるように、それまでにも確かに、個人別の検査用の小票は身体検査規程によって定められていたが、しかしそれは検査の場面限りの小道具というべきものであって、それ自体は決して分析のための表簿とい

わけではなかった⁴⁰⁾。法令で定められている以上、この形式の検査票が必要なのはもちろんであるが、それとは別に、一人ひとりについての数年間にわたる身体発達の状況を一覧できるような形の表簿があれば、観察のうえで有用だろう、というのが乙竹の提言である。

『日本学校衛生』誌上には、すでに乙竹より数年前に、そうした形式の表簿の紹介がなされていたが⁴¹⁾、それは、個人を単位としてデータを総合させるという新しいデータ加工の方式であり、それ自体、分析の照準が全体性から個人へと移動したことの物質的表現でもあったといえる。そしてこの方式は、大正9年の検査規程改正によって、実際に法令上にも規定されるものでもあった。こうした視覚上の基礎のうえに、分析のまなざしは個々の身体へと向かうことになったのである。

(指導教官 藤田英典教授)

註

- 1) 筆者は以前、明治期の学校試験を題材に、同様の観点からアプローチを試みている。拙稿「〈表簿の実践〉としての教育評価史論—明治期小学校における学業成績表形式の変容をめぐって—」『教育社会学研究』第56集、1995、を参照のこと。
- 2) 瀧澤利行「明治期における『衛生教育』概念とその理論」『学校保健研究』第33巻第9号、1991、入江克己・松本健治「日本近代における発育・発達観—三島通良と高島平三郎の位相—」『学校保健研究』第37巻第2号、1995、など。
- 3) 杉浦守邦「明治期学校衛生史の研究 九—学校身体検査制度—」『日本医史学雑誌』第18巻第3号、1972、同「日本学校保健史」「日本医史学雑誌」第21巻第3号、1975、など。ただし、杉浦に調査論的な言及が無いわけではない。本稿において、活力検査の改良について論及した部分は、とりわけ杉浦の論考に負うところが大きい。
- 4) 司法鑑定を題材に、本稿と同様の観点から身体を測定する「まなざし」について論及した研究として、多木浩二「測定する視線—十九世紀の『知』の断面—」『眼の隠喩—視線の現象学—』青土社、1992(新装版)、第6章に所収、ならびに渡辺公三「同一性のアルケオロジー—A.ベルティヨンと司法的同一性の誕生(1)～(3)～」『国立音楽大学研究紀要』第26～28集、1992～94、を挙げておく。
- 5) 身体検査の沿革については、日本学校保健会編『学校保健百年史』第一法規、1973、ならびに江口篤寿・高石昌弘編『健康診断』ぎょうせい、1982、を参照のこと。
- 6) 実際には、体操伝習所時代には「体格検査」と表記されることが多かった。そのほか「活力調査」などの表記もみえるが、ここでは煩雑を避けるため、また先行研究に従い、明治30年以前の身体検査的実践をいうのに「活力検査」と統一することにする。
- 7) 体操伝習所については、能勢修一『明治体育史の研究—体操伝習所を中心に—』逍遙書院、1965、を参照のこと。
- 8) 明治21年12月28日「学生生徒ノ活力検査ニ關スル訓令」『官報』明治22年1月15日付ならびに1月21日付。
- 9) 明治30年1月15日「学生生徒身体検査規程」(訓令第3号)。
- 10) 明治33年3月26日「学生生徒身体検査規程」(省令第4号)。この規程はその後の改正によって、「学生生徒児童身体検査規程」、さらに「学校身体検査規程」と改称されるが、これも煩雑を避ける

- ため、表記上「身体検査規程」に統一しておく。
- 11) 明治期の学校衛生の動向については、前掲『日本学校保健百年史』のほか、とりあえず森本稔「明治期の学校衛生—文献と法制を中心として—」『天理大学学報 自然・体育篇IV』1966、能勢修一「近代学校保健の成立」『鳥取大学教育学部研究報告(教育科学)』第12巻第2号、1970、を挙げておく。
 - 12) 一記者「児童生徒学生の身体検査統計に就きて地方当局者の注意を促す」『日本学校衛生』第3巻、1915、849-850頁。
 - 13) 前掲杉浦「明治期学校衛生史の研究」、「日本学校保健史」のほか、杉浦自身編集に携わった前掲『日本学校保健百年史』もまた、そうした傾向をはらんでいるように思われる。
 - 14) ここでは触れることができなかつたが、近年、健康診断そのものの存在理由にまで疑問が呈せられるようになったことは、やはりそうした歴史観を相対化するうえで重要な示唆を含むと思われる。山田真『子どもの健康診断を考える』筑摩書房、1997、を参照のこと。
 - 15) 坪井玄道・田中盛業編『小学普通体操法』金港堂、1884。
 - 16) 同上書、下巻、48頁。
 - 17) 同上書、下巻、48頁。
 - 18) このほかに、文部省編『文部省出陳教育品附言抄』1881、ならびに坪井玄道・田中盛業編『普通体操法』文部省、1884、が、やはり体操伝習所作成の「活力統計比較表」雛形を収める。3つとも作成時期を異にするが、その形式はほぼ同じものである。
 - 19) 明治期の学校試験の成績表形式については前掲拙稿を参照のこと。また、リーランドの次のような記述からすると、実際にもそれは試験の形態に近かった可能性はある。「各生徒ノ活力統計表ハ大ナル感動ヲ発起ス是レ各生徒皆各自ノ点数ヲ増加センガ為ニ相競ヒテ多少ノ勉強力ヲ費スノミナラズ此統計表ヲ作クルノ前数週間ハ生徒等ノ体操所并其附属品ヲ使用セルコト平日ニ數倍スルヲ以テナリ」(「体操伝習所訓導米人リーランド氏ヨリ同所長伊澤修二ニ呈セル意見書」『教育雑誌』第94号、1879、31頁)。
 - 20) オング『声の文化と文字の文化』桜井直文ほか訳、藤原書店、1991、およびグディ『未開と文明』吉田禎吾訳、岩波書店、1986、を参照のこと。
 - 21) 杉浦守邦「三島通良(7)」『学校保健研究』第10巻第7号、1969。ちなみに検査成績が継続的に文部省年報に掲載されるようになるのは、身体検査規程(明治30年)以降のことである。
 - 22) 三島通良「検身雑則」『日本学校衛生』第1巻第1号、1913、13頁。
 - 23) もちろん、ここで年齢別分類への改良は、あくまで学校という枠をとりはらうための前提条件にすぎないわけであって、それがそのまま総合的なデータ加工へと結びつくものではないことは言うまでもない。三島のこのエピソードの時のものと思われる統計表が「直轄学校活力検査表」として公表されているが、なるほどそこに師範学校附属小学校をはじめとする年少の学校生徒にたいしては、たしかに年齢別の分類がほどこされている。しかしそれでも統計表の提示はそれぞれの学校ごとであり、検査値の全国平均の算出などは行われていない(文部省普通学務局編『直轄学校活力検査表』1893)。
 - 24) 前掲三島「検身雑則」14頁。
 - 25) 三島については、木村吉次「三島通良—『学校衛生』と体育論—」『体育の科学』第15巻第4号、1965、および杉浦守邦「三島通良(1)~(18)」『学校保健研究』第10~12巻、1969~70、を参照のこと。
 - 26) 三島通良「学校児童発育取調報告」『官報』明治30年11月26日付。その後、三島通良『学校児童発育取調報告』三島通良刊、1897、として刊行されている。
 - 27) 三島通良『日本健体小児ノ発育論』大日本図書、1902。
 - 28) 同上書、5頁。
 - 29) 富山一郎「測定という技法」『江戸の思想』第4号、1996、を参照のこと。
 - 30) 三島通良『学校衛生取調復命書摘要』博文館、1895、149頁。
 - 31) 三島通良「学校衛生小言」『国家医学会雑誌』第87号、1900、38頁。
 - 32) 同上論文、39頁。
 - 33) 三島通良『就学年齢問題』文部省、1902。
 - 34) 前掲三島『学校衛生取調復命書摘要』27~28頁。ただし実際には、すでに調査にとりかかるよりも以前に三島には洋書を介しての知識があったわけで、その意味で「問題」は発見されるべくして発見されたともいえる。「其時初めて九州を巡回しまして、諸方の学校に書物に書いてあるような、脊柱の湾曲した者があると云ふことを発見しました」(三島「習慣性脊柱湾曲症」『教育公報』第225号、1899、22頁)。
 - 35) 三島通良「小学校用机腰掛取調報告」『官報』明治26年12月15日付。
 - 36) その報告は『学校衛生生徒姿勢の枝折』金港堂、1898、に付録として収められている。
 - 37) 三宅秀「学校医之必要ヲ論ス」『大日本教育会雑誌』第92号、1889。
 - 38) 北豊吉「身体検査ノ利用ニ就テ」『日本学校衛生』創刊五周年記念号、1918。
 - 39) 乙竹岩造「身体検査ノ成績ノ利用」『日本学校衛生』創刊五周年記念号、1918、218頁。
 - 40) 検査データの個票上への記載としては、それ以外にも、すでに学籍簿の中にその記入欄を見出すことができる。しかし当時の学籍簿は、今日の指導要録とは違っておそらく「記録」としての意味合いが強く、やはり分析のための利用を前提にしたものではなかったと思われる。実際、検査データの利用をめぐる大正初期の議論のなかには、この学籍簿の記入欄について言及したものはない。
 - 41) 藤原薰「卑案、連年式身体検査表ニ就テ」『日本学校衛生』第2巻、1914、168頁。
- (なお、本稿は、文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。)